

平成20年 5月 23日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会  
会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る禁止規定及び  
義務規定の適用が除外される場合について（答申）

平成20年3月12日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申  
します。

#### 記

1 県営住宅入居者の入居決定、承認及び明渡し請求事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否かの情報を警察本部から収集するときは鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認め  
ます。

また、同事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否か確認するため、入居決定者等の情報を警察本部に提供するときは条例第8条第1項第7号に定める例  
外事項として適当と認めます。

なお、暴力団員であるか否かの情報は条例第7条第2項に定める収集してはなら  
ない個人情報には該当しないため、条例第7条第3項第3号に係る同条第5項に定  
める当審議会の答申は不要です。

おって、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項第4号及び鳥取  
県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条第4号で暴力団員による不当な  
行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力  
団員（以下「暴力団員」という。）は鳥取県営住宅及び鳥取県特別県営住宅に入居で  
きないものとされていますが、同号では、暴力団員の定義を「暴力団の構成員」と  
しか規定しておらず、当該暴力団とは、暴対法第2条第2号に規定する暴力団であ  
り、同法第3条の規定により指定される同法第2条第3号の指定暴力団と異なり広  
く曖昧な概念です。

このため、具体的に入居決定者等が暴力団員に該当するか否かを判断する際には、「単に暴力団員みたいな人」や「暴力団から離脱した人」(居住の確保も暴対法第28条に規定する暴力団から離脱する意思を有する者に対する「援護」の1つになることを鑑みる必要があります。)等を入居拒否しないよう客観性・公平性の確保に努めていただくよう意見を付します。

2 浄化槽設置台帳整理事務における浄化槽保守点検業者、清掃業者からの浄化槽が無届けで設置されている情報及び既に廃止された情報を収集するときは、条例第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

3 高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等からの高圧ガス製造保安統括者等の個人情報を収集する場合は、条例第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

また、実施機関が保有している高圧ガス製造保安統括者等の個人情報を、高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等に提供する場合は条例第8条第1項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

4 裁判所から民事執行法に基づく不動産の評価命令を受けた評価人に森林簿及び森林計画図を提供するとき条例第8条第1項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>( 県営住宅入居者の入居決定、承認及び明渡し請求事務 )            県営住宅の入居者の募集、入居承認、同居承認及び明渡し請求事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否かの情報を警察本部から収集するとき。</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」            事務の性質上、本人以外から収集することを想定しており、本人から収集したのでは当該個人情報取扱事務の目的達成に支障を生ずるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）では、県営住宅への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の入居を排除しており、当該暴力団員であるか否かの情報は警察本部が保有しているため、情報の客観性及び正確性を担保するため、警察本部から情報を収集する必要がある。</li> </ul>

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>( 県営住宅入居者の入居決定、承認及び明渡し請求事務 )</p> <p>県営住宅の入居者の募集、入居承継承認、同居承認及び明渡し請求事務において、入居決定者等が暴力団員であるか否か確認するため同者の情報を警察本部に提供するとき。</p>	<p>( 1 ) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 ( 昭和 3 4 年鳥取県条例第 4 9 号 ) 及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例 ( 昭和 4 3 年鳥取県条例第 5 号 ) では、県営住宅への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ( 平成 3 年法律第 7 7 号 ) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 ( 以下「暴力団員」という。 ) の入居を排除している。</p> <p>このため、入居決定、入居承継承認、同居承認及び明渡し請求の事務においては、入居者等が暴力団員であるか否かの情報を確認する必要があり、情報を保有している警察本部に入居者等の個人情報を提供して照会することによって、その回答を得ることが本事務の実施においては不可欠である。</p> <p>なお、情報提供に当たっては警察本部と協定書を締結し実施する。</p> <p>( 2 ) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>警察本部に提供することについて、すべての場合に本人の同意を得て提供するのでは、事務の円滑な実施が困難であり、( 1 ) の使用目的の公益性を考慮して提供する必要がある。</p>

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>(浄化槽設置台帳整理事務)            県内における浄化槽設置情報を適正に管理するため、無届けで設置されている情報及び既に廃止された情報を浄化槽保守点検業者又は清掃業者から収集するとき。</p>	<p>事務の性質上、本人以外の者から収集することを想定しており、本人以外の者から収集することにより、情報の正確性の担保及び行政運営の効率化が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽所有者に廃止届出の提出が義務付けられたのは平成17年度からであり、それ以前に廃止されたものについて、県では把握困難な状況にある。また、現在設置されている浄化槽の中には、過去(浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行前など)に無届けで設置され、県で把握できない浄化槽が多数存在する。</li> <li>・ すべての浄化槽を、県担当者(機関)のみで調査し、把握することは困難である。</li> </ul>

「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目	本人以外のものから収集することの相当な理由
<p>( 高圧ガス製造施設に係る保安指導事務 )</p> <p>高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等から高圧ガス製造保安統括者等の個人情報を収集するとき。</p>	<p>事務の性質上、本人以外の者から収集することを想定しており、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集したのでは、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定規模以上の高圧ガス製造事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により保安責任者（要資格）を選任し、所有する施設を適正に管理させなければならないこととされているが、当該保安責任者の選任状況について、高圧ガス保安協会等が保安検査の際に確認した内容と、実施機関が保有する内容とに相違がみられるため、高圧ガスによる災害・事故を防止し、公共安全を確保するためには、同協会等との情報共有を図る必要がある。</li> <li>・ 実施機関が本人から、又は本人の同意を得てすべての高圧ガス製造施設の正確かつ最新の保安責任者の情報を把握することは困難であり、高圧ガス保安協会等から情報収集することで行政運営の効率化と情報の正確性・最新性が担保される。</li> </ul>

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(高圧ガス製造施設に係る保安指導事務) 実施機関が保有している高圧ガス製造保安統括者等の個人情報、高圧ガス製造事業者の保安検査機関である高圧ガス保安協会等に提供するとき。</p>	<p>(1)「提供先の使用目的の公益性」 一定規模以上の高圧ガス製造事業者は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)により保安責任者(要資格)を選任し、所有する施設を適正に管理させなければならないこととされているが、当該保安責任者の選任状況について、高圧ガス保安協会等が保安検査の際に確認した内容と、実施機関が保有する内容とに相違がみられる。 高圧ガスによる災害・事故を防止し、公共の安全を確保するためには、同協会等との情報共有を図る必要がある。</p> <p>(2)「実施機関が提供する必要性」 高圧ガス保安協会等が保安検査を実施し、現地指導する際に、個別に本人の同意を得て資格を確認していたのでは、正確な情報の把握と事務の円滑な実施が困難であるため、あらかじめ実施機関が提供する必要がある。</p>

「提供制限」の「目的による制限」の例外事項

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>( 森林簿及び森林計画図の評価人への提供事務 )</p> <p>裁判所から民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく不動産の評価命令を受けた評価人に森林簿及び森林計画図を提供するとき。</p>	<p>( 1 ) 提供先の使用目的の公益性</p> <p>裁判所が行う不動産に対する強制執行について、民事執行法に基づき執行裁判所が評価人を選定し当該不動産の鑑定を命じることとされており、当該評価人の的確な評価書は、執行裁判所が適正な競売手続を実施していく上で必要なものである。</p> <p>命令を受けた業者が山林の鑑定を行う際、現地での調査が困難な場合が多く、また、境界不分明等の問題を抱える場合があることから、的確な評価を行うためには、法務局の公図のみでは不十分であり、森林簿及び森林計画図による情報収集が必要である。</p> <p>( 2 ) 実施機関が提供する必要性</p> <p>事務の性質(情報の使用目的)から、提供する情報の本人の同意を得て提供するのでは、事務の円滑な実施が困難である。</p> <p>提供先の使用目的の公益性を考慮すると提供する必要性がある。</p>